

令和8年度浜田市益井俊雄海外短期留学奨学金

奨学生募集要項

[趣旨]

浜田市益井俊雄奨学金制度は、浜田市出身の故益井俊雄氏のご遺志を受け継がれた吉本洋子氏及び丸中美津子氏からの寄附金を原資としており、将来に夢や目標を持ち、学業に励む傍ら、文化芸術又はスポーツ活動、海外での学習等に取り組む意欲を持ちながらも、経済的な理由により活動が困難な高校生に対し、奨学金を給付することにより、その活動に取り組むことができるよう支援することを目的としています。

この趣旨に基づき、令和8年度浜田市益井俊雄海外短期留学奨学金奨学生を次により募集します。

この奨学金は、令和8年度浜田市予算の成立を前提条件としています。

1 募集人員 4名

2 募集期間 令和8年1月26日（月）～令和8年4月15日（水）17時 ※郵送の場合は、4月15日（水）の消印有効

3 応募資格 以下の(1)～(7)の全てを満たす者

- (1) 保護者が浜田市内に住所を有していること。
- (2) 浜田市内の中学校を卒業見込み又は卒業していること。
- (3) 令和8年4月に学校教育法に基づく高等学校、又は高等専門学校に在籍予定であること。
- (4) 人物が良好でかつ、学業の成績が優秀であって、在学学校長、又は出身学校長の推薦を受けることができる。
- (5) 財団法人や民間団体等が主催する海外短期留学プログラム又は海外の高等学校への留学であって、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に海外短期留学を開始し、期間（出発日及び帰国日を含む。）が7日以上であること。（最長1年程度まで）
- (6) 保護者（生計維持者※）の令和6年中の収入又は所得の合計が概ね次の金額以下であること。

	給与所得者の年間収入	左記以外の者の年間所得
3人世帯	1,100万円	792万円
4人世帯	1,200万円	872万円
5人世帯	1,300万円	952万円

*原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。

4 奨学金の給付金額等

- (1) 給付金額 20万円（一人につき1回限り）
- (2) 給付時期 5月末頃に指定口座に振込みます。

5 申請の手続き

申請に必要な書類は次のとおりです。

【3月31日までに申請される方】

※ (1)～(5)、(7)及び(8)については3月31日まで、(6)については4月1日以降に提出してください。ただし、令和7年1月1日時点で浜田市に住所がある方は(8)は必要ありません。

- (1) 益井俊雄海外短期留学奨学金給付申請書（様式第1号）
- (2) 海外短期留学計画書（様式第2号）
- (3) 履歴書
- (4) 学業等に関する証明書
 - ア 申請時に中学校に在学している場合
卒業見込み又は卒業した中学校の校長が発行する証明書
 - イ 申請時に高等学校等に在学している場合
在学している高等学校等の校長が発行する証明書※
(※大学入学者選抜実施要項に定められている調査書)
- (5) 校長が発行する推薦書
 - ア 申請時に中学校に在学している場合
卒業見込み又は卒業した中学校の校長が発行する推薦書
 - イ 申請時に高等学校等に在学している場合
在学している高等学校等の校長が発行する推薦書
- (6) 高等学校等の在学証明書
(進学・進級後、4月15日までに提出。4月初旬に応募者へ別途依頼します。)
- (7) 留学することを証明する書類の写し（仮申込時点での書類の写しでも可）
- (8) 生計維持者の令和7年度所得課税証明書
(令和7年1月1日時点で浜田市に住所がない方のみ提出)

※ (3)～(6)の書類については、浜田市奨学金（貸与型）又は浜田市益井俊雄文化芸術又はスポーツ活動等奨学金も同時に申請する場合は、兼ねることができます。そのため1部のみの提出で構いません。ただし、(1)の申請書、(2)の計画書及び(7)の証明書類の写しは必要となります。

※ (4)の証明書については、申請時の学年 3 学期末時点のものとし、3月 31 日に間に合わない場合は、4月 15 日までに提出してください。

【4月1日以降に申請される方】

※ 全ての書類について 4月 15 日までに提出してください。ただし、令和 7 年 1月 1 日時点で浜田市に住所がある方は(8)は必要ありません。

- (1) 益井俊雄海外短期留学奨学金給付申請書（様式第 1 号）
- (2) 海外短期留学計画書（様式第 2 号）
- (3) 履歴書
- (4) 学業等に関する証明書（直近の 3 学期末時点のもの）
 - ア 申請時に高等学校等の第 1 学年には在籍している場合
卒業した中学校の校長が発行する証明書
 - イ 申請時に高等学校等の第 2 学年又は第 3 学年には在籍している場合
在学している高等学校等の校長が発行する証明書
（※大学入学者選抜実施要項に定められている調査書）
- (5) 校長が発行する推薦書
 - ア 申請時に高等学校等の第 1 学年には在籍している場合
卒業した中学校の校長が発行する推薦書
 - イ 申請時に高等学校等の第 2 学年又は第 3 学年には在学している場合
在学している高等学校等の校長が発行する推薦書
- (6) 高等学校等の在学証明書（4月 1 日以降に発行されたもの）
- (7) 留学することを証明する書類の写し（仮申込時点での書類の写しでも可）
- (8) 生計維持者の令和 7 年度所得課税証明書
（令和 7 年 1 月 1 日時点で浜田市に住所がない方のみ提出）

6 提出先

卒業若しくは卒業見込みの中学校、在学中の高等学校等
又は浜田市教育委員会教育総務課

7 決定及び通知

浜田市奨学金審査委員会を開催し、申請書及び関係書類に基づき、応募者の人物並びに学業成績、家計等について審査が行われます。審査結果を踏まえて、奨学生を決定し本人に通知します。採用にならなかった方にもその結果をお知らせします。

審査書類が整う 4 月下旬以降の審査となりますので、決定は 5 月中旬頃の予定です。

8 他の奨学金との併給

当奨学金は、他の奨学金と併給することができます。

また、浜田市が実施する浜田市益井俊雄文化芸術又はスポーツ活動等奨学金及び浜田市奨学金（貸与型）との併給も可能です。

ただし、他の奨学金の規定等により、併給できない場合がありますので、ご注意ください。

9 その他

(1) 留学終了後の報告

留学終了後 60 日以内に、「海外短期留学終了報告書」等を提出していただきます。

(2) 教育委員会から寄附者の方への報告

当奨学金を受給することとなった方の氏名、在学学校名、留学に関する内容等や留学終了後の報告書類について、教育委員会から寄附者の方へ報告します。

【お問い合わせ先】

浜田市教育委員会 教育総務課 総務企画係

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

電話番号：(0855) 25-9700 (直通) FAX番号：(0855) 22-5090

メールアドレス：kyouikusoumu@city.hamada.lg.jp